

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業等協同組合法	法令の番号	昭和24年法律第181号						
手続名	事業協同組合等の設立の認可	根拠条項	第27条の2第1項						
審査基準	<p>第27条の2第1項の規定による事業協同組合等の設立の認可に係る審査基準は、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う組合に対する認可制度の取扱について（昭和30年8月25日付け30企庁第3961号）」1の（2）、「中小企業等協同組合法に基く認可の申請手続その他の事務に関する指導等について（昭和30年8月25日付け30企庁第3962号）」1及び設立認可等事務処理要領2の（2）から（4）まで、「事業協同小組合の設立指導について（昭和33年7月30日付け33企庁第5468号）」1から5まで、「交通災害等共済事業を行う事業協同組合に対する指導について（昭和43年9月16日付け43企庁第1069号）」I、「自動車事故見舞金共済事業を行う事業協同組合の運営指導について（昭和50年12月5日付け50企庁第1489号）」、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和55年9月2日付け55企庁第1324号）」Iの1から3まで、「異業種組合の設立・運営指導について（昭和58年8月27日付け58企庁第1194号）」1並びに「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和59年9月27日付け59企庁第1451号）」I及びIIのとおりとする。</p> <p>以上によるほか、火災共済協同組合の設立の認可に係る審査基準は、「火災共済協同組合の監督にあたっての留意事項について（平成10年6月22日付け平成10・06・22企庁第3号、金企第4号）」のとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	